

「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針（素案）」についてのパブリックコメント
実施結果

ご協力ありがとうございました。

1 募集期間 令和2年5月20日（水）～ 令和2年6月24日（水）

2 意見の件数 12件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	趣旨に関する意見	3
2	市有財産の現状と課題に関する意見	2
3	パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見	3
4	その他の意見	4
	合計	12

茅ヶ崎市財務部用地管財課用地担当
連絡 0467-82-1111（内線2571）
e-mail youchikanzai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 趣旨に関する意見

(意見1)

平成30年4月に「公共施設整備・再編計画（改訂版）」を策定し、施設の移転または複合化及び施設の廃止により生じた財産や現時点で不要と判断された財産、また小規模な市有地については積極的に売却を行うことに決定しているため、令和2年3月策定の「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」の趣旨を踏まえ、「未利用財産の分類」に準じて、「◎公共性が低く、市場性が高い財産」を早急に処分し、次に「◎公共性が低く、市場性も低い財産」の処分を実施することを提案します。

(市の考え方)

各財産の状況等により、前後する可能性はありますが、基本的にご意見をいただいた財産分類の順番で活用及び処分の実施検討をすることになると考えております。

(意見2)

市有財産利活用基本方針（素案）を読んで思うことは、近隣市そして全国的に見ても、基本方針はほぼ同一であり変わりはないと思うが、いざその実行（市有財産利活用）になると大差があると思える。

それは、策定の目的で令和2年3月「市財政健全化緊急対策を策定し」「公共性の活用の可否を十分検討し上で不要な財産は積極的に売却や貸付等を行い、歳入獲得を検討」とあります。「金がないから売却してしまえ」とならぬよう十分配慮をいただく。

また、それは前途したように誰が決めるのかということが非常に大切であると思うので、市民参加条例より市自治基本条例を十分念頭に入れ、十二分に市民参加取り入れ進めてほしい。パブコメの実施方法のみでなく、市有財産利活用基本方針の運用についても市民参加で進めてほしい。

(市の考え方)

未利用財産については、短期的に市で活用が見込まれない場合等についても、その土地・建物の取得の経緯や利用状況、将来の利用可能性等を考慮したうえで、最適な利活用手法を決定するとともに、例えば、同じ市場性の高い財産であっても、面積が大きく、長期的な貸付の需要が見込まれる財産については貸付を選択し、面積が小さく、活用の用途が限定される財産については、売却を選択するなど、個々の事例について、最大限の効果が発揮できるよう慎重に検討していくものと考えております。

また、市民参加については、各個別の未利用財産の利活用方針の全てについて、パブリックコメント等を実施し、市民の皆様のご意見を伺うことは、難しいと考えておりますが、利活用方針策定のフローにもあるとおり、利活用方針の策定にあたっては、前提として、公用又は公共施設としての活用可否について、パブリックコメント等を既に実施している各既定計画等とも突合をしながら行いますので、その点において、市民の皆様のご意見を反映できると考えております。

各既定計画等との突合・調整を実施することを明確にするため、次のとおり修正します。

◆ 修正部分の対照表

茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針（素案）（9ページ）

修正後	修正前
<p>【策定フロー図】</p> <p>略</p> <p>【未利用財産の分類実施】 公用又は公共施設としての新たな活用要望及び各既定計画等との突合・調整&民間等の活用意向の調査等</p> <p>略</p>	<p>【策定フロー図】</p> <p>略</p> <p>【未利用財産の分類実施】 公用又は公共施設としての新たな活用要望との突合・調整&民間等の活用意向の調査等</p> <p>略</p>

(意見3)

公共性が低く、市場性高い財産に「文化資料館」とあります。この土地は寄附された土地と聞きます。「緑の基金」や寄附に対して、悪影響・マイナスにならないか。

(市の考え方)

本方針（案）については、令和2年3月に策定した『茅ヶ崎市財政健全化緊急対策』に基づき作成しており、未利用財産を活用することで得られた財源を市政運営に活用することで、財政健全化を促進し、持続可能な行財政運営を進めるものとなるため、寄附等への影響はないと考えております。

■ 市有財産の現状と課題に関する意見

(意見4)

市有財産基本方針のP2に記載されている市有財産の現状と課題について解決してください。また、市有財産の観点では、不法占用（道路・河川・法定外公共物（里道・水路・赤道等々含む）も多々あると思う。解決してください。

(市の考え方)

道水路等の現状を含め、市有財産の現状と課題を解決するための取り組みの一つとして、本方針（案）を作成しておりますので、本方針に基づく取り組みを進めることで、解決を促進したいと考えております。

(意見5)

未利用財産は、全てクラスター対策や緑・公園を増やす点からも考えてもらいたい。東海岸北4丁目も道が細く、クラスター地域なのでこの点を考えてもらいたい。東海岸南6丁目・菱沼海岸・中海岸をはじめ、茅ヶ崎は緑が多かった。次々に失っていく。考えてもらいたい。

(市の考え方)

利活用方針策定のフローにもあるとおり、各個別の未利用財産の利活用方針については、前提として、公用又は公共施設としての活用可否について、各既定計画等とも突合をしながら、慎重に検討した上で策定しますので、各未利用財産の公用又は公共施設としての必要性に応じて対応することになると考えております。

各既定計画等との突合・調整を実施することを明確にするため、意見2に対する市の考え方のとおり修正を行います。

■ パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見

(意見6)

今回のパブコメは、この5月1日から5月20日まで行われていた市民参加条例・自治基本条例の市民からの意見募集等（アンケート含）の市民からの声（意見アンケート結果）や条例の趣旨にあまりにも反する形で行われている気がする。それは啓発等が不十分で市民が知らない間に終わってしまわないか。また、パブコメをする意味がなくなるか。

緊急事態宣言が全国的に解除されたこの時、ある程度予想できたと思うし、もっと工夫してパブコメを実施しなければ意味のないものになってしまうか。

「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」等により、休館となっている施設がございまして。と記してあります。であるならこの時期でももっと工夫して実施できなかったか。また他の時期に変更できなかったのか。

(市の考え方)

本パブリックコメントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大下における対応として、公共施設のうち、閉館施設への掲示はできませんでしたが、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設（開館施設）への掲示、メール配信サービス、市役所内デジタルサイネージに加え、まちづから協議会連絡会を通しての周知、記者発表等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知を行い、幅広い方から意見募集が行えるよう努めてまいりました。

また、実施時期については、令和2年3月に策定した『茅ヶ崎市財政健全化緊急対策』に基づき、本方針（案）を作成し、本方針に基づく取り組みを早急に進めることで、財政健全化を促進する必要があるため、当該実施時期となったものです。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見7)

本庁舎5階用地管財課も休館と書かれている。R2年4月28日から5月27日までパブコメ実施期間の市教育基本計画（素案）の意見募集（分庁舎）や先に記した市自治基本条例や市民参加条例は市役所本庁舎（行政総務課、市民自治推進課窓口、市政情報コーナー）はOPEN（開館）で実施していたのと整合性なく、矛盾すると思う。

市本庁舎情報コーナーで当資料配布・当パブコメの意見募集箱がおかれていたと思う。当パブコメ資料と異なる説明ではと思う。

パブコメ記入用紙には、①郵送②TEL（ファックス）③ホームページにとあり、この①～③で検討をとあり、④意見募集箱（配布先の提出）とあり、意味不明。当パブコメ説明会もなく、広報掲載もなく、パブコメ記入用紙も意味不明の説明であるように思うし、一切の問い合わせなしの状態を実施するなら、パブコメの意味も市民参加も市民自治基本条例の意味もないと思う。

(市の考え方)

本パブリックコメント手続の意見用紙については、紙ベースでの印刷をする必要があることから、新型コロナウイルス感染拡大下において、パブリックコメント実施期間中に公共施設の閉館状況が変更となる可能性を考慮し、通常配布している公共施設名を全て記載した上で、閉館状況について、ホームページでの確認を依頼する旨の記載とさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大下という前例のない中での実施となったことについて、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、パブリックコメントの提出方法について、来庁・来所による配布場所での提出ではなく、郵送・ファクシミリ・ホームページでの提出をご検討いただくよう依頼したのは、新型コロナウイルス感染防止の観点から依頼させていただいたものであり、パブリックコメントの提出を拒否するものではありませんので、同様にご理解のほどよろしくお願いたします。

(意見8)

5月20日当パブコメを開始するなら5月1日号広報掲載できなかったのでしょうか。

5月28日に届く、令和2年6月1号広報茅ヶ崎を読んで、前途しましたが「パブコメ記入用紙」には休館となっている施設がございます等についての説明で、広報ちがさきや他のパブコメの記入用紙の説明の方がわかりやすく、実態との整合性があると思う。

(市の考え方)

本方針（案）の決定スケジュールと広報紙の原稿スケジュールを調整した結果、6月1日号掲載とさせていただきますでしたが、広報紙掲載から意見募集の締切まで3週間以上の期間があるため、問題ないものとして対応させていただきます。

■その他の意見

その他4件の意見をいただきました。